

## 農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成28年12月12日

三戸町農業委員会

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第7条の規定に基づき、平成37年度を目標年次とする三戸町農業委員会の農地等の利用の最適化の推進に関する指針を下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 遊休農地の解消について

##### (1) 遊休農地の解消目標 32.9ha

昨年度県に報告した遊休農地32.9haを平成37年度までに解消することを目指す。そのため、毎年度、概ね全目標面積の1割にあたる3.29haの解消に努める。

##### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ・農業委員・農地利用最適化推進委員による農地パトロール（利用状況調査）と農地利用意向調査の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。
- ・利用意向調査については、意思表示の無い調査対象者を中心に農業委員・農地利用最適化推進委員が戸別訪問により相談活動を行い、利用意向の確認と回収に努める。
- ・利用意向調査の結果を基に、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。
- ・荒廃農地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

#### 2. 担い手への農地利用集積について

##### (1) 担い手への農地利集積目標 1,820ha

平成28年度策定の「三戸町農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に基づき、平成37年度までの担い手への利用集積目標を耕地面積の7割にあたる1,820haとする。

##### (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・農地中間管理機構が行う農地中間管理事業及び農地利用集積円滑化団体による農地の調整活動を積極的に行いながら、農地利用集積の割合を高めていく。
- ・耕作放棄地再生利用緊急対策交付金、人・農地問題解決加速化支援事業等の施策の活用を図るため、関係機関との間で農地に係る情報の共有化を進めるとともに、その連携体制の強化に努める。

- ・人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の作成・見直しの際には、農業委員・農地利用最適化推進委員が、それぞれの地域での話し合いに積極的に参加し助言を行う。

### 3. 新規参入の促進について

#### （1）新規参入の促進目標 年間 8人

平成28年度策定の「三戸町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的構想」に基づき、独立自営と雇用就農を合わせた新規就農者の目標を年間8人とし、目標年次の平成37年度において350経営体を維持できるよう努める。

#### （2）新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を進めるため、就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保等について、関係機関が連携し役割を分担しながら指導、助言を行っていく。
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員は、新規就農者の地域において受入条件の整備を図るとともに、新規就農者が地域内で孤立すること無く、地域農業の担い手として育成されるよう地域での話し合い等を通じてその体制づくりに努める。